

グローバル株式議決権行使ガイドライン

I. 形式的な株主総会決議事項

A. 反対する理由のない定型的な議案

市場によって、株主が形式的に承認を求められる項目：

- 株主総会の開会
- 総会の適正な招集の確認
- 総会が当該地域の法令に従って招集されたこと
- 定足数の充足
- 総会議案
- 総会議長の選出
- 総会議事録に共同署名する株主の任命
- 法定書類の届出
- 総会議事録の検査人あるいは株主代表者の指名
- 総会議事録を承認し署名する株主代表者2名の指名
- 質問の許可
- 議事録の発行
- 株主総会の閉会
- 決議事項を承認し執行する権限を取締役会に与える
- 株主名簿の作成と承認

上記のような定型的な会社提案については、原則として**賛成**する。

B. 計算書類および事業報告書、監査報告書

財務諸表および事業報告書、監査報告書の承認を求める会社提案については、下記の場合を除き、原則として**賛成**する。

- 決算や監査手続きに懸念がある場合、または
- 開示すべき事項に関して、当該企業が株主の質問に回答しない場合

C. 剰余金処分および配当金

剰余金処分や配当金の会社提案については、その額が、異常に多いまたは少ない状態が継続的に続いている場合を除き、原則として**賛成**する。

D. 株式を用いた配当¹

株式を用いた配当の提案については、ほとんどの場合、**賛成**する。

¹ 一般に配当は現金で支払われるが、一部の市場では配当に株式を用いるケースがある。

株式のかわりに現金を選択することが認められない提案については、経営陣が選択肢は株主価値の毀損をもたらすと証明した場合を除き、**反対**する。

E. 決算期を変更する提案

決算期を変更する会社提案については、定時株主総会の延期を狙った提案であると判断される場合を除き、原則として**賛成**する。

II. 取締役会

A. 対立候補がない場合の取締役の選任

米国；

取締役の選任については、下記の要件に基づき**状況に応じて判断**する。

- ・ 企業の長期的な相対パフォーマンス記録
- ・ 取締役会および主要委員会の構成
- ・ 企業統治および買収防衛
- ・ 役員報酬に関する取締役会の決定
- ・ 取締役報酬
- ・ 候補者が取締役を兼任している会社数
- ・ 他社の取締役との相互兼任
- ・ 企業統治上の問題
- ・ 監査慣習
- ・ 株主提案に対する対応
- ・ 社会環境問題への対応

米国以外；

取締役の選任については、下記の要件に基づき**状況に応じて判断**する。

- ・ 判断に十分な情報が公開されない場合
- ・ 財務に関し明確な懸念がある場合や決算の修正があった場合
- ・ 関連当事者間で、問題となりうる取引があった場合
- ・ 少数株主の利益に損害をもたらした場合
- ・ 犯罪行為や不正行為など、候補者に問題がある場合
- ・ 取締役会が最低限のガバナンスの基準にすら達していない場合
- ・ 社会環境問題への対応

B. 取締役会および執行役の行動の事後承認

取締役会、執行役および監査役会などの行動の事後承認を求める議案については、対象者が忠実義務に反する行為を行ったなどの重大な懸念がない限り、原則として**賛成**する。

C. 取締役会議長の独立性（取締役会会長とCEOの分離）

会社から独立した取締役が取締役会の議長を務めることを求める株主提案については、取締役会会長兼CEOに対抗する企業統治機構があるなど、提案に反対する十分な理由がない限り、原則として**賛成**する。

D. 取締役会の独立性

会社から独立した取締役が取締役会メンバーの過半数あるいは3分の2以上を占めることを求める株主提案については、**状況に応じて判断**する。

取締役会の監査委員会、報酬委員会、および/あるいは指名委員会が独立取締役のみで構成されることを求める株主提案については、原則として**賛成**する。

E. 取締役の選任における多数決制度²の導入

取締役の選任に有効投票の過半数の賛成を必要とすること、米国型投票制度の廃止を求める株主提案については、候補者数が定員を上回った場合に米国型投票制度を採用することが提案に含まれているなど、合理的に設計された提案であれば、原則として**賛成**する。議案を検討する際は、過半数の賛成を得られなかった取締役に対する会社の方針（いわゆる取締役辞任方針）についても検討する。

F. 自社株式所有の要求

取締役就任あるいは留任の条件として一定数以上の自社株式の保有を求める株主提案については、原則として**反対**する。

G. 在任期間

社外取締役の在任期間を制限しようとする提案については、原則として**反対**する。

H. 年齢制限

社外取締役に定年制度を導入しようとする提案については、原則として**反対**する。

I. 取締役と執行役の責任の減免

取締役と執行役の責任の減免や補償に関する提案については、**状況に応じて判断**する。

² 米国等の一部市場では、投票の選択肢が賛成もしくは留保しかなく、投票の過半数が留保であっても、候補者が選任される米国型投票制度が採用されている。

善管注意義務違反による金銭的損害について、取締役および執行役の責任を減免する提案については、原則として**反対**する。

単なる不注意ではなく、より重大な受託者義務違反のような過失行為に対して、弁護士費用を超える部分まで補償範囲を拡大する提案については、原則として**反対**する。

上記の補償拡大の提案については、取締役や執行役の法的防衛が不成功に終わり、下記の要件を満たす場合に限り、原則として**賛成**する。

- ・取締役は誠実かつ会社の最善の利益になると合理的に判断して行動した
- ・取締役の弁護士費用が保険の対象である

J. 取締役会の員数の増減

取締役会の員数や現行の定数枠を変更しようとする提案については、**状況に応じて判断**する。
50%以上の増減員を求める提案については、原則として**反対**する。

III. 委任状争奪戦³

A. 対立候補がいる場合の取締役の選任

対立候補がいる場合の取締役の選任については、下記の要件に基づき、**状況に応じて判断**する。

- ・ 同業種内での比較における、会社の経営成績
- ・ 経営陣の実績
- ・ 委任状争奪戦の背景
- ・ 両サイドの候補者の経歴・資格・資質など
- ・ 両サイドの提案内容の評価およびその実現可能性
- ・ 株主の構成状況

B. 委任状争奪戦に要した費用の補填

委任状争奪戦の一方の当事者が要した費用を会社側が補填する提案については、**状況に応じて判断**する。

IV. 会計監査人・監査役

A. 会計監査人の選任

会計監査人の選任を求める会社提案については、下記の場合を除き原則として**賛成**する。

- ・ 会計監査人と企業に利害関係が認められ、独立性が認められない場合
- ・ 過大な非監査費用が会計監査人に支払われている場合
- ・ 会計監査人が会社の財務状況について正確ではない意見を表明したと判断できる理由がある場合

³ いわゆるプロキシファイトのこと

B. 監査役の選任

監査役の選任については、下記の場合を除き、原則として**賛成**する。

- ・提出された監査報告書、あるいは監査手続きに関して、重大な懸念がある場合
- ・監査役候補者に、懸念がある場合
- ・以前にその会社の執行役を務めていたなど、その会社と利害関係にあると見なされる場合

C. 会計監査人の費用

会計監査人の費用の決定を取締役会に一任する提案については、会社の規模や事業内容と比較してその規模が過大でない限り、原則として**賛成**する。

D. 会計監査人の責任減免

会計監査人の責任減免については、原則として**反対**する。

E. 会計監査人の独立性

会計監査人の会社に対する非監査サービスの禁止または制限を求める株主提案については、以下の要件を考慮し、**状況に応じて判断**する。

- ・非監査費用が過大でないか
- ・非監査業務を制限する、もしくは会社と会計監査人の利益相反を防止するための方針と手続きが定められているか

F. 会計監査人の交代

定期的な会計監査人の変更を求める株主提案については、下記の要件に基づき、**状況に応じて判断**する。

- ・会計監査人との契約期間
- ・会計監査人を費用と監査の質の両面から定期的に評価し、会計監査人の変更を検討するプロセスが導入・開示されているか
- ・提案されている変更の頻度（年数）
- ・監査委員会の開催頻度および監査委員会に財務の専門家が何名いるか
- ・その他監査に関連した重大な問題

G. 株主総会による会計監査人の選任

会計監査人の選任を株主総会決議事項にすることを求める株主提案には、原則として**賛成**する。

V. 委任状争奪戦への防衛策

A. 取締役会の期差選任制度⁴

取締役会の期差選任制度の導入については、原則として**反対**する。

取締役会の期差選任制度を廃止し任期を一年とする提案については、原則として**賛成**する。

B. 株主の取締役解任権

正当な事由がある場合のみに株主が取締役を解任できるとする提案については、原則として**反対**する。

正当な事由の有無に関わらず株主が取締役を解任する権利を認める提案については、原則として**賛成**する。

取締役会の欠員補充者を選任する権限を、在任中の取締役に限定する提案については、原則として**反対**する。

取締役会の欠員補充者について、株主が選任することを認める提案については、原則として**賛成**する。

C. 累積投票制度

累積投票の廃止を求める提案は原則として**反対**し、導入を求める提案は原則として**賛成**する。

しかし、株主が会社側の招集通知や議決権行使書に独自の候補者を掲載でき、かつ候補者数が定員数を越える場合を除いて取締役の選任に有効投票の過半数の賛成を必要とする場合は、必ずしも累積投票制度に賛成しない。

また、会社に支配株主が存在する場合は、原則として累積投票制度に**賛成**する。

D. 株主が特別総会を招集する権利

株主が特別総会を招集する権利を制限または禁止する提案については、原則として**反対**する。

株主が特別総会を招集する権利の制限を撤廃する提案については、原則として**賛成**する。

E. 株主が同意書により株主の賛否をはかる権利⁵

株主が同意書により株主の賛否をはかる権利を制限または禁止する提案については、原則として**反対**する。

株主が同意書により株主の賛否をはかる権利の制限を撤廃する提案については、原則として**賛成**する。

F. 株主が取締役会の規模を変更する権利

取締役会の定員を固定しようとする提案については、原則として**賛成**する。

⁴ 取締役の任期を複数年とし、その改選時期をずらすこと

⁵ いわゆる Written Consent、株主総会を開催せずに株主として決議が可能となる

株主の承認を得ずに取締役会の定員を変更する権限を経営陣に与える提案については、原則として**反対**する。

G. 株主提案の取締役候補者の会社資料への掲載 (Proxy Access)

Proxy Access を求める提案については、下記の要件に基づき、状況に応じて判断する。

- ・ 会社固有の状況
- ・ 提案されている議案の内容
- ・ 株主が取締役候補者を提案するための条件（株式保有割合と保有期間）
- ・ 毎年、株主が提案できる取締役候補者の比率
- ・ 複数の株主が取締役候補者を提案した場合に、どの候補者を掲載するかの基準

VI. 公開買い付けの防衛策

A. ポイズンピル

ポイズンピルの導入にあたって株主の承認を求める株主提案については、原則として**賛成**する。しかしながら、判断にあたっては下記の状況も検討する。

- ・ 提案に必然性がないとき（現時点で会社がポイズンピルを導入していないなど）
- ・ すでに会社が定款などで提案者の懸念に対応しているとき（ポイズンピル導入の 12 ヶ月以内にその可否を株主総会に付議することが義務付けられている場合など）

会社にポイズンピルの解除を求める株主提案については、状況に応じて**判断**する。
ポイズンピル導入の承認を求める会社提案については、状況に応じて**判断**する。

B. フェアプライス条項⁶

フェアプライス条項の導入を求める提案については、買収に利害関係のない株主の過半数の賛成もしくはそれよりも緩い条件で発動することが提案に盛り込まれていれば、原則として**賛成**する。既存のフェアプライス条項の発動に必要とされる株主の賛成の数を下げようとする株主提案については、原則として**賛成**する。

C. グリーンメール

反グリーンメール条項を定款や規程に定めることを求める提案や、グリーンメーラーに対する会社の支払いを制限しようとする提案については、原則として**賛成**する。

その他の定款変更など一括で提出される反グリーンメール提案については、状況に応じて**判断**する。

D. 多議決権株式

多議決権株式と交換する提案については、原則として**反対**する。

多議決権株式を導入する資本再編案については、原則として**反対**する。

⁶ 会社買収の際、買収者が株主により購入価格を変更することを禁止する条項

E. 種類株式

多議決権株式型の種類株式の新設については、原則として**反対**する。

無議決権株式もしくは小議決権株式型の種類株式の新設については、既存株主の希薄化を最小限にとどめながら資金調達をはかることを目的とし、かつ関係者や大株主の議決権を保護することを目的としていなければ、原則として**賛成**する。

F. 定款変更要件の加重

定款や規程の変更要件を過半数から加重する会社提案については、原則として**反対**する。
定款や規程の変更の要件加重を緩和する株主提案については、原則として**賛成**する。

G. 合併承認の要件加重

合併等の承認要件を過半数から加重する会社提案については、原則として**反対**する。
合併等の承認の要件加重を緩和する株主提案については、原則として**賛成**する。

H. ホワイтスクエア⁷への株式発行

一般的な事業以外の目的で条件未定の優先株を発行する際に、株主の承認を求める株主提案については、原則として**賛成**する。

VII. コーポレートガバナンス

A. 定款の変更

定款の変更については、**状況に応じて判断**する。

下記の場合は、原則として**賛成**する。

- ・ 株主の権利が守られている場合
- ・ 株主価値への影響が、無視できる程度かプラスの場合
- ・ 定款変更を求める適切な理由を会社が開示している場合
- ・ 法律により定款変更が必要とされる場合

B. 事業目的の追加

会社の事業目的の追加については、**状況に応じて判断**する。

⁷ 敵対的買収の際、会社に友好的な第三者

C. 定足数の変更

株主総会の定足数の引き下げは、それが市場の慣習であり、変更目的が株主価値に合致し、さらに変更が幅広い株主の参加の妨げとなる株主構成ではない場合以外は、原則として**反対**する。大株主や支配株主がいる場合、定足数は大株主や支配株主の議決権よりもはるかに多くなければならない。定足数は、株主総会に幅広い層の株主の意見が反映されることを目的としている。

D. 株式所有の開示義務

株式所有の開示義務を5%未満へ引き下げる提案については、十分な理由がない限り、原則として**反対**する。

VIII. その他ガバナンス関連議案

A. 匿名投票

匿名投票、独立した集計者、独立した検査役を導入することを求める株主提案については、委任状争奪戦において対立陣営が匿名投票に同意しない場合は匿名投票が撤回される条項が盛り込まれている限り、原則として**賛成**する。

匿名投票の導入を求める会社提案については、原則として**賛成**する。

B. （招集通知への）平等なアクセス権

会社が作成した招集通知などに、一定以上の株式を保有する株主が議案への意見を表明する権利の付与を求める株主提案については、原則として**賛成**する。

株主が取締役候補者を独自に擁立することを目的として、会社が作成した招集通知などに意見を表明する権利の付与を求める株主提案については、下記の要件に基づき、**状況に応じて判断**する。

- ・ 株式所有要件の水準
- ・ 提案を行う合理的な理由。懸念すべき事例として、株主への対応(過半数の支持を集めた株主提案を実行しない等)、取締役会や主要委員会の独立性、報酬、会計や財務の問題(決算の修正等)が挙げられる。

C. 包括提案

包括的な（複数の議題を一括投票する）議案や「条件付」議案については、**状況に応じて判断**する。それぞれの項目が互いに条件付けられている場合には、議案全体の利点と欠点を精査する。議案全体を見たとき株主の最良の利益にならない場合は、その提案に原則として**反対**する。議案全体を見て利点があれば、提案に原則として**賛成**する。

D. 株主諮問委員会

株主諮問委員会を設置するという提案については、**状況に応じて判断**する。

E. その他の事項

招集通知等では内容を知りえない、「その他の事項」という議案については、原則として**反対**する。

F. 総会の延期

会社に、定時株主総会や臨時株主総会を延期する権限を付与する議案については、正当な理由がない限り、原則として**反対**する。

IX. 資本構成

A. 普通株式の授権

普通株式の授権枠拡大については、判断にあたっては最低でも下記の事項を検討し**状況に応じて判断**する。

- ・ 正当な理由の有無
- ・ 希薄化の度合い
- ・ 取締役会の企業統治構成および行動
- ・ 賛成しなかった場合の株主への影響

通常は認められない規模の授権枠の拡大であっても、会社に上場廃止の危険がある場合や、「継続企業の前提に関する重大な疑念」がある場合は、原則として**賛成**する。

B. 新株発行

授権株式制度や条件付株式制度⁸の下では、会社が一般的な資金調達目的で株式を発行することを認めている。発行には株主に新株引受権を付与するものと付与しないものがある。多くの国の会社法は新株引受権を認めており、そうした国では新株引受権の排除には株主の同意を必要とする。

新株引受権が付与されている場合の新株発行については、現在の発行済株式総数の 100%までであれば、会社が不測の事態に備えて十分な資金を調達することになるので、原則として**賛成**する。但し、各市場の慣習も合わせて考慮する。

一般的な、新株引受権が付与されていない新株発行については、発行済株式総数の 20%までは、原則として**賛成**する。但し、各市場の慣習も合わせて考慮する。

特定の理由に基づく新株発行については、株主の利点を個別に検討し、判断する。

⁸ 会社が授権した株式発行に時限条項が含まれる制度をさす

C. 自己株式の取得

全株主が同条件で参加できる公開市場における自己株式の取得については、**状況に応じて判断**する。取得株式を最小限に抑える計画であれば、原則として**賛成**する。

D. 株式分割

株式分割については、経営陣の提案に合理的な根拠がある限り、原則として**賛成**する。

E. 株式併合

会社提案の株式併合については、**状況に応じて判断**する。上場廃止を防ぐための株式併合や、株式併合と同時に発行可能株式総数を減らす提案であれば、賛成することが多い。

F. 白紙委任型優先株の授権

議決権、転換、配当、その他の権利が規定されずに発行される「白紙委任」型優先株（条件未定の優先株）の新設については、原則として**反対**する。

いわゆる「爪を抜いた」（買収防衛策として利用することができない）白紙委任型優先株の新設については、原則として**賛成**する。

議決権、転換、配当、その他の権利が規定され、かつそれらの条件が合理的と見られる場合、その優先株式の新設については原則として**賛成**する。

特定の目的で発行も留保もされていないのに、白紙委任型優先株の授権枠の拡大を求める提案については、原則として**反対**する。

白紙委任型優先株の数を増やそうとする提案については、株主リターンを同業種内で比較し、発行可能な優先株の数を分析した上で、**状況に応じて判断**する。

G. 白紙委任型優先株に関する株主提案

白紙委任型優先株を通常業務として、増資または合併等の目的以外で発行する場合、株主の承認を得るべきであるという株主提案については、原則として**賛成**する。

H. 普通株式の額面価格変更

普通株式の額面価格を引き下げようとする会社提案については、原則として**賛成**する。

I. 転換社債の発行

転換社債の発行については、社債が転換された際の最大株数が上記の普通株式発行基準を満たしている限り、原則として**賛成**する。

J. 非転換型社債の発行

社債の発行提案を評価する際には、当該企業の発行時点の財務状況を精査する。分析の主要因はギアリング比率（正味有利子負債比率、自己資本負債比率）である。ギアリング水準が高くなると、金融市場アナリストが社債の格付けを引き下げる可能性があり、投資のリスク要因が増加する。ギアリング比率は 100% までは許容範囲である。

ギアリング比率がゼロから 100% までであれば、社債発行に原則として**賛成**する。

ギアリング比率が 100% を上回る場合は、**状況に応じて判断**する。すべての社債発行の提案は同業種および市場水準と比較検討される。

K. 債務の再編（債務の株式化）

債務再編計画の一部として普通株や優先株の授権枠の拡大や発行の提案については、以下の要件を考慮し、**状況に応じて判断**する。

- ・ 希薄化 — 既存株主の権利がどの程度減るか、将来の収益がどの程度希薄化されるのか
- ・ 支配権の変更 — 債務再編の結果、会社の支配構造が変化するか
- ・ 倒産 — 株主価値を大きく損なう倒産の危険性が債務再編の主要因なのか
- ・ 発行条件 — 投資家への発行価格、適正意見書、不履行罰則、将来のエグジット戦略
- ・ 財務 — 会社の財務状況、即ち、資本の必要性、使途、資金調達の資本コストへの影響
- ・ 他の選択肢 — 経営陣が代替案を探す努力をしていたか

L. 資金調達計画

資金調達計画については、株主の最良の経済利益になる限り、原則として**賛成**する。

M. 支配および利益移転契約

親会社と子会社間の支配と利益移転契約については、原則として**賛成**する。

N. 準備金の資本化

準備金を資本化して株式の無償割当や額面価格の増加にあてる提案については、原則として**賛成**する。

O. 種類株式

議決権の異なる株式を新設または拡大する提案については、原則として**反対**する。

1 株 1 議決権という資本構造へ転換または維持を求める提案については、原則として**賛成**する。

P. 買収防衛策としての株式発行

買収提案を受けた際に株式を発行しようとする会社提案については、原則として**反対**する。

Q. 減資

定型的な会計処理としての減資は、その条件が株主にとって不利でない限り、原則として**賛成**する。

企業再編にともなう減資については、**状況に応じて判断**する。

R. 債務に対する資産の担保

資産を債務の担保に供する提案については、**状況に応じて判断**する。

S. 自己株式の再発行

自己株取得により保有する自己株式の再発行を求める提案については、過去に明らかな乱用がない限り、原則として**賛成**する。

T. 借入枠の拡大

会社の借入枠の拡大については、その必要性、拡大規模、ギアリング比率を考慮し、原則として**賛成**する。借入枠の大幅な拡大は負債比率を危険なレベルとし、株主利益を毀損する恐れがある。借入能力の拡大が過大であるにもかかわらず十分な理由がなく、さらに同業種と比較してギアリング比率が極端に高い場合、原則として**反対**する。

X. 執行役と取締役の報酬

A. ストックオプション・プラン

執行役と取締役のストックオプション・プランについては、**状況に応じて判断**する。

B. 会社提案の執行役報酬への諮問投票⁹

執行役に対する報酬やその慣行、また社外取締役の報酬については下記の要件に基づき、**状況に応じて判断**する。

- ・ 会社の業績と CEO の報酬に負の相関が見られるような場合
- ・ 問題のある報酬制度や慣行が存在し、維持されている場合
- ・ （報酬に関して）取締役会の、株主との対話や対応について、問題がある場合

⁹ 訳注：いわゆる“Management Say on Pay (MSOP)”

C. 会社提案の執行役報酬への諮問投票(MSOP)の提出頻度

執行役報酬について定期的に明確に意見を表明する機会があることが重要であることから、MSOPを毎年提出することを求める議案に原則として**賛成**する。

D. 適格従業員自社株式購入プラン

適格自社株式購入プラン（Qualified Employee Stock Purchase Plan）の導入、あるいは、既存のプランに付与される授権株式数の増加については、当該プランが内国歳入法第 423 条に遵守している限り、原則として**賛成**する。

E. 非適格従業員自社株購入プラン

参加者が広範に及び、従業員の抛出に制限があり、購入日株価より安価での購入を禁止している非適格従業員自社株購入プランについては、原則として**賛成**する。

F. 執行役と取締役の報酬を制限する株主提案

執行役と取締役の報酬に関して追加情報の開示を求める株主提案については、要求している情報が株主の必要性を満たし、同業他社と比較して不利にならず、会社にとって過度の負担にならない限り、原則として**賛成**する。

報酬に絶対的な水準を設定する、報酬の金額や形態を一定の水準に強制するような株主提案については、原則として**反対**する。

取締役の報酬は株式のみで支払われるとする株主提案については、原則として**反対**する。

ストックオプションの行使価格の改定を株主決議事項にしようという株主提案については、原則として**賛成**する。

執行役や取締役の報酬に上限を設けようとするその他の株主提案については、提案の詳細、会社の業績、類似企業と比較した報酬水準、同業種と比較した報酬水準、長期的な業績予想等を勘案し、状況に応じて**判断**する。

G. ゴールデンパラシュート¹⁰とティンパラシュート¹¹

ゴールデンパラシュートやティンパラシュートの導入を株主決議事項にしようという株主提案については、原則として**賛成**する。

ゴールデンパラシュートやティンパラシュートの承認または廃止の提案については、**状況に応じて判断**する。

¹⁰買収合併にともない退任する経営陣に対し高額な退職金を支払う取り決め。買収コストが上昇するため敵対的買収防衛策になり得る。

¹¹買収にともない解雇される従業員へ退職保証金を支払う取り決め。

ゴールデンパラシュートやティンパラシュートは最低でも下記の要件を満たす必要がある。

- ・ 支払いの決定が経営陣から独立して判断される
- ・ 金額が報酬の3年分を超えない
- ・ 支配の交代に伴う支払い条件として下記の2点が両方とも満たされること
 - (1) 支配権が移った後に支払われること
 - (2) 幹部解任の理由が支配権の交代に伴うものであること

H. 取締役報酬

非常勤の取締役に対し現金報酬を与える提案については、その額が当該国や同業種と比べ過大でない限り、原則として**賛成**する。

I. 取締役および監査役への退職慰労金

取締役および監査役への退職慰労金については、対象者に非常勤者が含まれる場合、原則として**反対**する。また、会社が社外者と規定した取締役および監査役への退職慰労金の支払いも原則として**反対**する。通常、退職慰労金議案は対象者ごとに投票することはできないため、もし一人でも反対すべき対象者がいた場合、原則として議案全体に**反対**する。

J. 401(k)従業員福利厚生プラン

従業員に対する401(k)貯蓄プランの導入については、原則として**賛成**する。

K. パフォーマンス連動型のストックオプション¹²

パフォーマンス連動型のストックオプションの活用を求める株主提案については、**状況に応じて判断**する。下記の場合は**反対**する。

- －提案が、全ての権利付与を業績連動にするよう要求している
- －提案が、執行役だけでなく下級の従業員も対象としている
- －株式報酬制度が我々のガイドラインに合致し、行使価格要件が我々のガイドラインに違反していない

L. 保有期間

執行役に株式を売却せずに一定期間保有すること、もしくは保有する株式の一定割合以上を売却しないことを求める株主提案については、以下の要件を勘案し、**状況に応じて判断**する。

- a) 会社は何らかの保有期間あるいは執行役の株式所有規定を設けているか。具体的には、
 - 1) 厳格な株式所有の基準
 - 2) 短期的(6ヶ月から1年)な保有期間規定と組み合わさった長期的な所有規定
 - 3) 保有率に意味があるか

¹²指数化オプション、プレミアム価格オプション、パフォーマンスに連動して権利が確定するオプション

b)実際の執行役の株式保有の状況が提案された保有率または会社が定めている株式所有規定や継続保有規定をどの程度満たしているか。

M. 将来のストックオプション付与

執行役に対する将来のストックオプション付与を禁じる株主提案については、原則として**反対**する。但し、会社が繰り返し行使価格を改定している、株式が供給過剰状態にある、希薄化の大きい大量のストックオプションや未承認のストックオプションがある場合などで、状況を改善するための対策を取っていない時には賛成する可能性がある。

N. 執行役の退職報酬

執行役の退職報酬(繰り延べ報酬、分割型生命保険、補完的な役員退職制度、年金等)に関して報告を求める株主提案については、原則として**賛成**する。

補完的な執行役退職報酬制度 (SERP) に含まれる特別な報酬について株主総会決議事項にすることを求める株主提案については、SERP の内容が従業員向け退職報酬制度と同じ場合を除き、原則として**賛成**する。

XI. 法人登記の州

A. 州の買収法に関する議案

州の買収法の採用および撤回の提案については、**状況に応じて判断**する。州の買収法とは、支配株取得法、支配株キャッシュアウト法、フリーズアウト条項、フェアプライス条項、ステークホルダー法、ポイズンピル条項、退職金および労働契約条項、反グリーンメール条項、ディスゴージメント(違法利益吐き出し)条項等を含む。

B. 法人登記州の変更に関する議案

法人登記の州を変えようという提案については、**状況に応じて判断**する。

XII. 合併および企業再編

A. 合併および買収

合併および買収については、少なくとも下記の要件を勘案して、**状況に応じて判断**する。

- ・ 予想される財務および営業上の利点
- ・ 提案された買収価格(費用対買収プレミアム)
- ・ 合併後の見通し
- ・ どのように交渉が進められたか
- ・ コーポレートガバナンス面での変化とそれによる株主権利への影響

B. 企業再編

少数株主排除、LBO、スピンオフ、清算、資産売却などの企業再編については、状況に応じて判断する。

C. スピンオフ

スピンオフについては、税務および法務面での利点、売却代金の使途、市場戦略、経営上のインセンティブ等を勘案し、状況に応じて判断する。

D. 資産売却

資産売却については、貸借対照表や運転資金への影響、資産売却の対価、不経済性排除の可能性等を勘案し、状況に応じて判断する。

E. 清算

清算については、代替案を追求する経営努力、資産評価額、清算を行う執行役の報酬プラン等を勘案し、状況に応じて判断する。

F. 株式買取請求権

合併等に反対する株主への株式買取請求権について、その権利の付与や権利を回復させる提案については、原則として賛成する。

G. 企業名の変更

企業名の変更については、原則として賛成する。

H. 強制的なTOB制度¹³の放棄

強制的な TOB 制度を放棄する提案については、状況に応じて判断する。

I. 関連当事者との取引

関連当事者との取引については、状況に応じて判断する。

¹³ 特定比率を超えると完全買収が要求される制度

XIII. 投資信託の議案

A. 信託財産管理人の選任

信託財産管理人の任命については、状況に応じて判断する。

B. 投資助言契約

投資助言契約については、状況に応じて判断する。

C. 基本的な投資制限

ファンドの基本的な投資制限の修正については、状況に応じて判断する。

D. 分配契約

ファンドの分配契約については、状況に応じて判断する。

XIV. 社会、環境および政治に関する問題

社会問題、環境問題および政治問題に関する株主提案については、下記の要件を勘案し、状況に応じて判断する。

- ・ 提案が短期的・長期的な株主利益にどう影響するのか
- ・ 売上、資産、利益がどの程度影響をうけるのか
- ・ 提案が合理的であり内容が吟味されているか
- ・ 提案を実行することで、提案が意図した目的が達成されるか
- ・ すでに提案内容が会社によって実行されているか
- ・ 提案に対する会社側の賛成・反対の推奨に説得力があるか
- ・ 問題に対して会社が表明した意見が、どの程度会社の評判や売上に影響を及ぼすのか、またどの程度消費者のボイコット等につながる可能性があるのか
- ・ 同業他社がその問題にどのように対応したのか
- ・ その問題は個々の会社によって対応されるべき問題なのか、それとも政府レベルで対応されるべき問題なのか
- ・ その問題への対応は取締役会の裁量に任せるべきなのか

XV. 情報不足

詳細な情報が株主に提示されない限り、提案が株主価値に与える影響を判断することは不可能である。情報の裏付けのない判断は株主を害する可能性がある。したがって、会社が株主に対して投票判断の基準となる適切な情報を提供できなかった場合、その議案については、原則として**反対**する。

ガイドラインの改廃

本ガイドラインの改廃は、責任投資委員会にて決定の上、責任投資モニタリング委員会に報告する。本ガイドラインの字句等の軽微な修正は、責任投資委員会委員長がこれを行い、責任投資委員会に報告する。